

吹田市議会 すいた市民自治 〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号
TEL:06-6384-1231(代表) E-mail:info@shimin-jichi.net URL http://shimin-jichi.net

「すいた市民自治」会派は「市民が主役の社会」の実現をめざし、活動してまいります。

平成25年度吹田市一般会計決算は不認定

いけぶちが決算審査特別委員として審査した「平成25年度吹田市一般会計歳入歳出決算」は特別委員会でも賛成少数で不認定でした。定例会初日に提案され、議会としても賛成少数で

不認定となりました。決算が不認定となつたのは、グリーンニューディール基金事業の決算が含まれていた平成23年度吹田市一般会計に次いで2回目です。

一般会計補正予算の修正案は否決

12月定例会の最終日、議案第124号一般会計補正予算(第5号)の提案に対して、議員提案と委員会で承認された修正案が提出されました。
 1. 千里丘北小学校の給食を民間委託するための予算(17千円)と債務負担行為(1,702万4千円)の追加を減額、削除する議員提案
 2. (仮称)北千里古江台認定こども園の債務負

担行為を削除する修正案が福祉環境委員会で賛成多数で承認された提案

1と2の両方とも、賛成者少数で否決となりました。

2は福祉環境委員会で賛成多数で承認した修正案ですが、委員会で賛成の会派が本会議では反対し、本会議では賛成少数となりました。

一般職の職員の号給の改定に関する条例は継続。関係補正予算は取り下げ

この条例案には、一般職員の給料を初任給時点の最大8号給下げるなどと人事院勧告に基づく勤勉手当の増額が含まれていました。

これまで、職員の給料を増減する場合は、職員組合との話し合いをし、合意をとってから議会に提案してきましたが、今回は、労使交渉が

まとまらないまま提案されました。

したがって、財政総務委員会では、次の3月定例会に、交渉回数、交渉への労使の出席者数と役職、交渉議事録の提出を求めるという意見を付して、審議を継続することとしました。その結果、関係補正予算は取り下げとなりました。

「慰安婦問題について再検証を求める意見書」は否決

平成22年3月定例会で可決した「慰安婦」問題の早期解決に関する意見書に対して、再検証を求める意見書が提出され、賛成者少数で否決

となりました。平成22年の際に賛成した会派議員は退席しました。

「すいた市民自治」会派議員からのメッセージ



「いけぶち佐知子」は、
 「未来にまっすぐ 市政にまっすぐ」
 をモットーに、みなさんとともに、
 市民自治を目指して、
 まっすぐに取り組んでいます。



安心して暮らせる町、その原点は平和です。
 戦後の日本を育んできた「平和」と「自由」、
 そして「民主主義」を大切にしていきます。
 安心して暮らせる町「吹田市」
 その実現を目指します。

いけぶち佐知子



ブログもどうぞ

<http://blog.goo.ne.jp/gogonet21/>

西川たけお



ブログもどうぞ

<http://ameblo.jp/nishikawatakeo/>

12月議会質問(いけぶち佐知子)

本当に100万円を任意団体が保管しているのか

質問これまでの議会で、他の議員からの質問に対して、市長が関係する任意団体「自民党吹田市第一支部」が保管していると答えていた100万円は今どこにあるのか。

回答【市長】任意団体で保管を続けています。

質問実のところ100万円はないと思っていましたが、市長が「100万円はあります」というのであれば、信じましょう。任意団体で預かっているのであれば、それを証明するような書類、預かり証をとっているか。

回答【市長】会計担当者は持っていると報告している。文書ではもらっていない。

質問お金に色はついていないし名前も書いていないが、(お金の流れを見れば)、自民党への政党交付金の一部であるともいえる。したがって、100万円の所在を証明するものを明らかにすべきではないか。

回答【市長】それぞれの団体の会計責任者はお金の流れはわかっているが、私は知らない。(書類は)必要ないと思っている。

意見市長をやめられても候補者の間は、選挙区内には寄付できない。誰から聞かれても客観的な書類でお金の所在がわかるようにしておくことは、政治家としての責任ではないか。

読書活動支援者を増員、雇用期間を延長するか

質問先の9月議会で、読書活動支援者を増員するための予算を議会が増額修正したが、同支援者を増員するのか。同様に、同支援者の雇用期間を1月間延長するための予算を議会が増額修正したが、延長するのか。

回答【学校教育部長】学校図書館への本納入業者が配架までの作業を行うことになり、納品後の事務量が大幅に軽減したため、読書活動支援者は増員しなかった。2月末までには、児童生徒が納品図書の検索もでき、図書を活用できると見込んでいるので、雇用期間の延長もしなかった。

質問蔵書率100%達成よりも全小中学校への学校司書、読書活動支援者の常駐配置を優先すべきではなかったのか。

回答【教育総務部長】これまで、議会から図書標準達成率が低いことで、様々な指摘や意見をいただいている。また、平成24年度から「学校図書館図書整備5か年計画」により図書標準達成を求められているため、府内手続きを経て、まずは図書整備を優先した。

質問同支援者の増員と雇用期間の延長は不要のことであるが、学校図書館の機能、役割は本が配架され検索できたら事足りるものではない。子どもたちが本と出合う橋渡しをすることが、同支援者の大きな役割ではないか。9月定例会で、人の充実のための予算が生まれたのだから、3学期からでも前倒しで増員と期間延長することが、子どもたちの学びの場を整える教育委員会としてなすべきことではないのか。

回答【学校教育部長】学校図書館、学校司書の配置の重要性は認識しているので、読書活動支援者の配置充実に向け頑張っていきたい。

質問議会は、予算の増額修正を議決しても、予算執行権がない。予算執行権をもつ教育委員会が、同支援者の増員、延長をしなかったことは残念だ。では、来年度から増員、延長するのか。

回答【学校教育部長】来年度のことについては、すぐにできるかどうか、確約できないが、関係部局と協議したい。

12月議会代表質問(西川たけお)

委託先などの労働法令違反について

質問吹田市でもアウトソーシングが増えている。一方で、外注先の法令遵守姿勢への関心が高まっている。例えば、労働法令など直接契約内容とは関係しない法令違反について内部告発があった場合、指名停止などの措置はとるか。

回答【総務部長】法人内部の労働法令上の

問題が、指名停止措置要領第11項第1号に規定している「業務」にあたるかどうか、今後、指名業者審査会で検討する。

意見府では、労働法令違反も「業務」にあたること、監督官庁には裁判所も含むと解釈し入札停止にした事例があること、などを指摘しました。

教育のICTへのとりくみについて

質問ICT教育で佐賀県の市町村が脚光を浴びている。公開授業と学習指導要領改訂に合わせたICT計画が特徴のようだが、本市での取り組みはどうか。

また、ICT教育では教員負担の軽減が重要と聞くがどうか。

回答【学校教育部長】これまで教育用PCや書画カメラ、プロジェクタの整備を進め、

今年度も各校7台ずつタブレット端末を整備した。今後は、情報教育機器全体の整備計画を策定する。

またICT教育の研究成果を全市に向けて発信していく。

教員の負担軽減では、校務用PC充実が課題、計画的に整備を進める。

人種差別撤廃条約について

質問多文化共生を中心に、等しく人権が保障されなければならないが、一方で特定の民族や在日外国人に対する排外主義的な主張をする団体がある。

府下各市でも公的施設でそうした内容の展示会がなされ、吹田市でも計画されているようだ。

人権と平和を尊重するという立場で調査

し、必要な措置をとるべきと考えるがどうか。また、自治基本条例に対する認識は。

回答【人権文化部長】施設利用に際しては、内容が施設の適正利用かどうか対応する。利用内容に人権侵害やその助長などが懸念される場合には、関係機関・関係部局が協力して適切に対応する。

基本条例は人権尊重の社会を目指している。

公共施設最適化に障がい者の視点を

質問障害者差別解消法が制定された。市の公共施設最適化計画に「合理的配慮」を加味すべきではないか。

回答【行政経営部長】最適化では、①「財務

の視点」②「供給の視点」③「品質の視点」から取り組んでいる。障がい者に対する合理的配慮については、「品質の視点」から、最適化計画「実施編」などに適切に盛込む。

「障害者差別解消法」ってなに?

第3期吹田市障がい福祉計画がこの3月で終了し、2015年度からは第4期がスタートします。

2006年の「障害者自立支援法」以来、障がい者にかかる法制度は、この10年足らずの間に大きく進みました。

2007年には、「障害者権利条約」に署名し、その後も「障害者基本法の見直し」「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」と進みました。そしてこの「差別解消法」の公布で一応の法整備が終了したということで、「障害者権利条約」が批准されました。

この法律は、自治体など行政機関に留まらず、広く事業者にも適用されますので、周知と準備のための期間をとり、平成28年度からの施行となります。

今回は、「障害者差別解消法」をご理解いただくため、内閣府のリーフレットを参考にその要点を説明させていただきます。

大きく分けて「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別に当た

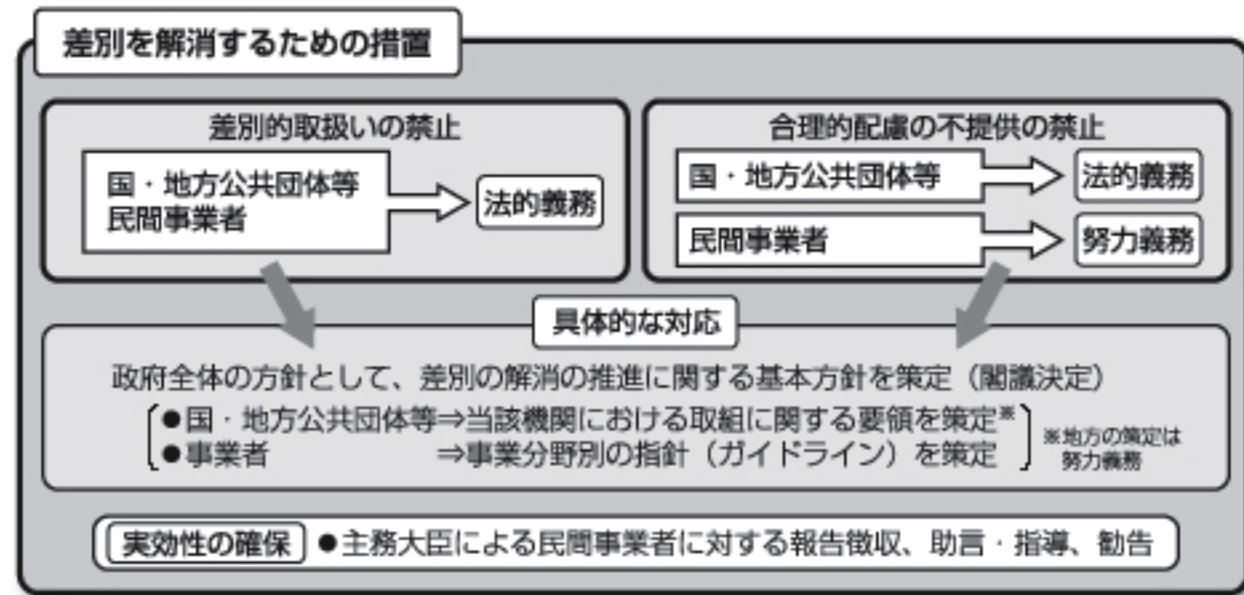
るとされています。

「不当な差別的取扱い」とは、障がいがあるという理由だけで、スポーツクラブへの入会を断られたり、アパートを借りれなかったり、車いすでの入店を断られたりという、障がいのない人と違う扱いを受けている場合です。ただ、他に方法がない場合などは該当しないこともあります。

「合理的配慮をしないこと」とは、聴覚障がい者に読み上げだけで伝達したり、視覚障がい者に書類を渡すだけという行為、また知的障がい者にわかりやすい説明をしないこともこれに当たります。

その人の障がいにあった必要な工夫ややり方を相手に伝えて、相手にそれをしてもらうことが合理的な配慮になります。

なお「不当な差別的取扱い」は公的機関にも事業者にも求められますが、「合理的配慮をしないこと」は、事業者の場合、努力義務となっています。しかし、趨勢は、事業者だからといって、合理的配慮を欠く行為は許されない時代になっています。



議会や市政について、皆様からのご意見をお待ちしています。